

## 公立大学法人大分県立看護科学大学物品管理規程

平成18年 4月 1日  
規程第 51 号

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大会計規程（以下「会計規程」という。）第31条の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）における物品の管理について必要な事項を定め、もって物品の適正な取扱いを図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において物品とは、備品及び少額備品をいう。

2 備品とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 会計規程第28条第2項に規定する有形固定資産のうち、機械装置、工具器具備品、車 両運搬具、美術品・収蔵品その他これらに準ずるもの

(2) 会計規程第28条第3項に規定する無形固定資産のうちソフトウェア及びこれに準ずるもの

(3) 賃貸借契約により賃借している物品のうち、固定資産として計上するもの

3 少額備品とは、取得価額が10万円以上50万円未満の動産及びソフトウェアその他これらに準ずるもので、1年以上の使用が予定されているものをいう。

4 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 取得 物品を購入し、又は交換、寄附等により所有することをいう。

(2) 貸付け 物品を本学以外の者に使用させることをいう。

(3) 処分 物品を譲渡し、交換し、又は廃棄等することをいう。

(4) 除却 処分された物品の登録を抹消することをいう。

### (資産管理責任者)

第3条 資産管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 物品の取得に関すること。

(2) 物品の使用状況の把握に関すること。

(3) 物品の維持及び保全に関すること。

(4) 物品の貸付け（備品については一時使用に限る。）及び処分（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条に規定する重要な財産である物品の処分は除く。）に関すること。

(5) 物品の実査の実施に関すること。

(6) 固定資産台帳の整備に関すること。

(7) その他物品の管理に関すること。

2 会計規程第29条第4項に規定する事故があるときとは、次のいずれかに該当すると

きをいう。

- (1) 欠員となったとき。
- (2) 休暇、欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき。
- (3) 出張その他の事情により、その職務を行うことができないと認められるとき。

(使用者の義務)

第4条 物品を使用する者は、善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

(取得)

第5条 資産管理責任者は、物品を取得したときは、当該物品を帳簿に登録し、物品ラベルを貼付しなければならない。ただし、物品ラベルを貼付できない物品又は必要がないと認められる物品については省略することができる。

(貸付け)

第6条 物品は、その本来の用途及び目的を妨げない限度において、本学以外の者に貸し付けることができる。

(売却等)

第7条 物品は、本学の管理運営上必要がなくなったとき、又はやむを得ない事情がある場合は、これを売却することができる。ただし、買受人がいないとき、売却の費用が売却金額を超えるとき、又は売却が不相当と認めるときは、当該物品を棄却することができる。

(除却)

第8条 資産管理責任者は、物品が次の各号に該当する場合には、遅滞なく除却を行うものとする。

- (1) 災害等により滅失したとき。
- (2) 売却したとき。
- (3) 本来の用途及び目的を達成できなくなり使用を停止したとき。

(固定資産台帳)

第9条 資産管理責任者は、物品について、固定資産台帳を備えなければならない。

2 資産管理責任者は、物品について取得、処分その他の事由に基づく変動等があった場合は、遅滞なく、固定資産台帳に記録し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

(取得価額)

第10条 物品の取得価額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 購入した場合は、購入代価及び付随費用

- (2) 製造による場合は、適正な原価計算により算定した価額
- (3) 寄附による場合は、時価等を基準とした公正な評価額
- (4) 交換による場合は、交換に際して提供した資産の帳簿価額
- (5) その他の場合は、時価等を基準とした公正な価額

(減価償却の方法)

第11条 償却資産における減価償却の開始は、その資産を取得し、業務の用に供した日の属する月をもって開始月とする。

- 2 減価償却の計算方法は、定額法によるものとする。
- 3 有形固定資産の残存価額は備忘価額とし、無形固定資産は0円とする。
- 4 減価償却の基準となる耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵令第15号）の定めるところによる。ただし、特定の研究目的のために取得した償却資産については、当該研究が終了するまでの期間を耐用年数とする。

(評価減)

第12条 予見することのできなかつた新技術の発明等の外的事情により固定資産が機能的に著しく減価した場合は、臨時に減価償却を行わなければならない。

- 2 災害、事故等の偶発的要因によって物品が滅失した場合は、その滅失部分の金額につき、当該償却資産の帳簿価額を減額しなければならない。
- 3 固定資産に減損を認識した場合は、当該資産の帳簿価額を減額しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、物品の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。